

令和5年度

監査報告書

【監査種別】

定期監査(財務監査及び行政監査)

財政援助団体等監査

うきは市監査委員

第1 定期監査結果報告の概要

(1) 本監査結果に関する報告は、うきは市監査基準に準拠し行うものである。

(2) 監査の種類

財務監査及び行政監査

(3) 監査の対象及び実施期日

対 象 課 等	実 施 期 日
吉井中学校、浮羽中学校、大石小学校(備品)	令和5年 6月28日
御幸小学校、福富小学校、山春小学校	令和5年 6月29日
江南小学校、千年小学校(備品)	令和5年 6月30日
吉井小学校	令和5年 7月 3日
千年保育園、千草保育園、いずみ保育園	令和5年10月16日
山春保育所、浮羽保育所、議会事務局	令和5年10月17日
都市計画準備課、市民協働推進課	令和5年10月18日
税務課(徴収対策室)、浮羽市民課・男女共同参画推進室	令和5年10月20日
保健課、会計課	令和5年10月25日
福祉事務所、自動車学校(備品)	令和5年11月 6日
うきはブランド推進課(山村振興推進室を含む)	令和5年11月 8日
学校教育課、水環境課	令和5年11月13日
生涯学習課、図書館(備品)	令和5年11月16日
建設課	令和6年 1月12日
市民生活課、人権・同和对策室	令和6年 1月17日
農林振興課、農業委員会事務局	令和6年 1月19日
総務課	令和6年 1月22日
企画財政課(公共経営戦略室を含む)	令和6年 1月23日

(4) 監査の着眼点

監査は、令和4年度及び令和5年度定期監査時までにおける財務に関する事務の執行状況及び一般事務の執行状況等について、関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているかを主眼として、次の事項に重点を置いて実施した。

(重点項目)

- ① 収入事務（ア. 現金取扱事務、イ. 徴収事務及び滞納整理事務）
- ② 支出事務（ア. 委託料の支出、イ. 補助金・交付金の交付、ウ. 契約、エ. 財産管理）
- ③ 指摘事項の改善状況
- ④ 課や係内の情報共有について（業務の管理状況）

(5) 監査の主な実施内容

監査は、対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

(6) 監査の実施場所

庁舎内会議室及び各学校、施設等

(7) その他の事項

学校備品検査（備品台帳と現品の照合）は、大石小学校及び千年小学校の2校を実施した。また自動車学校、図書館についても、備品検査を実施した。

第2 監査の結果

監査対象の市の財務事務及び行政事務事業の執行については、概ね適正に執行されていたが、以下のとおり改善または検討を要する事項が認められたので、適切な措置を講じて住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努められたい。

監査の結果は、次のとおりである。なお、担当職員に対して口頭により改善を求めた留意すべき軽微な事項についての記述は省略する。

【全庁的指摘事項】

1. 補助金交付事務において、申請等の記入誤りや確定通知等がなされていない案件が散見される。また、交付申請や実績報告が適切に行われていない事案が見られるため、うきは市補助金等交付規則及び補助金交付要綱の規定に基づいて適正な事務執行に努められたい。
2. 文書事務の取扱い（契約事務文書、出張命令簿等）で、決裁日、見積決定日など日付の記入もれ等が散見されるので、適正な処理に努めること。
3. 所管の備品について、特に多くの備品を所管とは異なる場所で管理している場合などは、定期的に点検を実施し、実態把握のうえ、備品台帳の整理を行うなど財務事務取扱要領でも示されているように、適正な備品の管理に努められたい。
4. 支出伝票の不備（支出科目の誤り、検収日の捉え方誤り、摘要の記入誤り等）が散見されるので、会計事務規則に基づき作成し、課内及び係内でのチェック体制の整備を講じること。
5. 公金（つり銭等）はもちろん準公金や切手等の取扱いについても、公金取扱事務の管理適正化方針及び公金取扱基本マニュアルに基づき、業務手順を整理し、複数人によるチェック機能体制の確立に努めること。
6. 公用車の運転については、酒気帯び確認の徹底を図り安全運転に努めること。

【全庁的意見事項】

1. 内部統制の強化整備・運用については、これまでも規定の見直しや業務マニュアルの整備などの取り組みが進められてきたところであるが、まず職員一人一人が法令や条例・規則等を十分熟知した上で業務を遂行することが重要である。
さらに業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性を図るためにも、組織全体でリスクマネジメントに取り組み、チェック体制の整備、業務の標準化や手順の明確化を行うなど、適切で効果的な業務の確保を図られたい。

【個別指摘事項等】

企画財政課

◆契約管財係

1. 備品購入において一社の見積のみで購入している所管があるが見積合わせの有無の判断の基準はどうされているか。

<措置状況>

原則、随意契約による場合は2社以上の見積合わせによることとしており、改めて全庁向け周知を図ることとします。

2. 指定管理者制度導入施設における自動販売機設置の取扱いについて、所管としてガイドラインを整備するよう検討されたい。

<措置状況>

今後、情報収集等を行い、整備に努めたいと考えています。

◆財政係

1. 全庁的に補助金関係書類において、実績報告書の日付が年度経過後の4月以降のものや実績報告書は4月以降の日付で確定通知書が3月31日で処理しているもの等適正に処理がされていないものが散見される。令和5年4月1日付で企画財政課長より「各種事業に対する補助金の適正な予算執行について」通知されているところではあるが、引き続き適正な事務処理に努められたい。

総務課

◆総務法制係

1. 八龍及び船越財産区の業務は、山林災害の増加や事務担当について課題が見受けられるので、他市の状況を調査し、見直しを検討されたい。

<措置状況>

主に財産区議会と選挙業務に関連し総務法制係で担当している状況。八龍及び船越財産区の所有財産は山林だけであるが、自治体ごとに所管は異なる現状がある。山林の管理という面からは林政係との関わりは重要であるが、市の組織の見直しも含めて検討する必要があるため、今後も継続して協議を行う必要があると考えています。

2. 出張命令関係で、遠方（東京都等）の出張先の同一地域内の移動に係る旅費の計算において煩雑化が見られる。事務の軽減のためにも旅費の距離別加算が設けられている点を考慮し検討されたい。

3. 出張命令関係で直行、直帰をどう認めるべきか、考え方を整理し内規について検討されたい。

<措置状況>

令和6年1月に内規を制定しました。

税務課(徴収対策室)

◆住民税係、資産税係、徴収対策室

1. 国のシステム標準化にあわせる様式は別として、市独自で規則に定める様式はないのか

<措置状況>

標準化対象ではないと思われる様式(窓口の申請書、届出書等)については、内規(訓令)において定め、当該様式の管理をすることを検討します。

福祉事務所

◆福祉係

1. 実績払いによる委託契約書において、精算の規定があるものと無いものがあるため、見直しを検討すること。

<措置状況>

令和6年度の委託契約時に協議し見直します。

2. ゆうゆうセンターの設置及び管理に関する条例施行規則で定めている様式の見直しを検討すること。

<措置状況>

条例施行規則で定めている様式について令和6年度より見直しを行いません。

会計課

◆会計係

1. 会計事務規則の遵守及び収支伝票処理事務のミスを防ぎ、チェック機能向上を図るため係長等を対象とした研修の充実を図られたい。

<措置状況>

財務事務説明会での説明資料を充実させ、財務事務を担当する全職員への周知徹底を図ります。

水環境課

◆上下水道管理係、上下水道工務係

1. 簡易水道事業及び下水道事業における漏水等の還付基準について、内規を定めること。

<措置状況>

令和5年度に漏水に係る専用水道及び簡易水道料金、下水道料金の減免について内規を制定しました。

2. 簡易水道事業及び下水道事業の会計規則第14条第2項において勘定科目の区分は市長が別に定めるところによると規定されているので早急に定めること。

<措置状況>

令和5年度に簡易水道事業及び下水道事業の勘定科目について内規を制定しました。

保健課

◆介護・高齢者支援係

1. 委託事業において要綱の取扱と異なる処理が見受けられるため適正な処理を行うこと。

<措置状況>

要綱どおりの適正な処理となるよう指導しています。

生涯学習課

◆文化財保護係

1. 市文化財、伝統的建造物関係の補助金要綱中に端数処理、支払い時期、確定処理等の規定が見当たらない。通常の補助金交付の流れに沿った要綱に整備しなおすこと。

<措置状況>

補助金要綱について、令和6年度に改正を予定しています。

学校教育課

◆教育総務係

1. 教育委員会で備品台帳マニュアルを作成し、各学校事務の共有化について検討されたい。

<措置状況>

マニュアルを作成し共有化できるようにします。

第1 財政援助団体等監査結果報告の概要

(1) 本監査結果に関する報告は、うきは市監査基準に準拠し行うものである。

(2) 監査の種類

財政援助団体等監査

(3) 監査の対象及び実施期日

対 象	実 施 期 日
妹川地区自治協議会	令和5年6月1日
新川地区自治協議会	令和5年6月1日
株式会社サンアメニティ九州	令和5年11月28日
うきは市商工会	令和5年11月29日
社会福祉協議会 うきは市社会福祉協議会	令和5年12月1日
miel	令和5年12月1日
一般社団法人 うきは観光みらいづくり公社	令和6年1月29日
公益社団法人 うきは市シルバー人材センター	令和6年1月29日

(4) 監査の着眼点

①財政援助団体

団体の補助金の目的に適合し、かつ申請書等の手続きや経理事務が適正に行われているかについて

②出資団体

団体の事業が出資目的に適合し、かつ会計経理・財産管理・資金の運用等が適切に行われているかについて

③公の施設の指定管理者

管理業務が設置目的に適合し、協定等に基づく義務の履行、指定管理料の経理等が適切に行われているかについて

(5) 監査の実施内容

所管部署及び財政援助団体等から提出された関係書類を照合検査するとともに、関係職員からの説明を受け実施した。

(6) 監査の実施場所

各団体の会議室等

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和4年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
妹川地区自治協議会	令和5年6月1日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、事務局員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課 市民協働推進課

2. 財政援助等の内容と金額（令和4年度決算額）

自治組織運営支援交付金	4,264,086 円
自治組織運営支援交付金(区長業務料等)	707,750 円
コミュニティセンター指定管理料	857,000 円
合計	5,828,836 円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿ったまちづくり活動等が積極的に行われており、会計事務は、概ね適正に処理されていた。指定管理についても協定に基づき管理運営がなされていた。

市の財政運営は厳しく、限られた中での交付金であるので、貴団体において適正かつ効率的な執行について努力されたい。

なお、当日口頭にて指摘した事項については、市所管課と協議して、適正な事務処理に努められたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和4年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
新川地区自治協議会	令和5年6月1日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、事務局員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課 市民協働推進課

2. 財政援助等の内容と金額（令和4年度決算額）

自治組織運営支援交付金	4,551,355 円
自治組織運営支援交付金（区長業務料等）	774,250 円
コミュニティセンター指定管理料	921,000 円
合 計	6,246,605 円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿ったまちづくり活動等が行われ、会計事務は、概ね適正に処理されていた。指定管理協定に基づき管理運営がなされていた。

市の財政運営は厳しく、限られた中での交付金であるので、貴団体において適正かつ効率的な執行について努力されたい。

なお、当日口頭にて指摘した事項については、市所管課と協議して、適正な事務処理に努められたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和4年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
株式会社サンアメニティ九州	令和5年11月28日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理は、関係法令や協定書等の定めるところにより適正に行われているか、また、その会計経理事務は適正に行われているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課 福祉事務所
2. 財政援助等の内容と金額（令和4年度決算額）
うきは市ゆうゆうセンター指定管理料 3,250,000円

第5 監査の結果及び意見

施設の指定管理の目的に沿った管理運営が行われ、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されている。

ゆうゆうセンターは健康増進と福祉の向上に資するための施設であり、コロナ禍においても高齢者等の憩いの場、生きがいづくりの場として運営をされてきた。

新型コロナウイルス感染症が5類となったこともあり、ふれあい荘以外のゲートボール場や生きがいセンターについても、市担当課と更なる有効活用を検討していただき、今後も安全で衛生的な管理運営に努めていきたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和4年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
うきは市商工会	令和5年11月29日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課 うきはブランド推進課

2. 財政援助等の内容と金額（令和4年度決算額）

商工会経営改善普及事務費補助金	18,040,000 円
商工振興委員設置費補助金	200,000 円
商工会青年部活動事業費補助金	1,000,000 円
商工会女性部活動事業費補助金	350,000 円
商工業経営力向上事業費補助金	3,850,000 円
臨時経済対策商品券発行事業費補助金	52,675,619 円
合計	76,115,619 円

第5 監査の結果及び意見

市に提出された事業計画書等に沿って事業執行され、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されている。

個人消費の喚起や地域経済の活性化等を目的としたプレミアム付商品券は、従来の紙の商品券だけでなく、電子商品券の販売を行い、デジタル社会に向けた展開を積極的に進められている。また電子商品券の販売に伴い高齢者向けのサポート相談会も実施されているが、キャッシュレス化が進む中、一層のサポート体制の充実を図り事業に取り組んでいただきたい。

今後も、地域ネットワークを最大限に活かし、県連合会、市担当課、商工会及び会員がなお一層連携して、商工振興事業の発展に努められたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和4年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会	令和5年12月1日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理を含む財政援助等の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課 福祉事務所

2. 財政援助等の内容と金額（令和4年度決算額）

社会福祉協議会運営費補助金	45,000,000 円
ふれあいのまちづくり推進事業費補助金	4,500,000 円
移送サービス事業費補助金	342,000 円
うきは市総合福祉センター指定管理料	16,057,000 円
合 計	65,899,000 円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿った事業の執行及び適正な施設の管理運営が行われている。また事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されている。

コロナ禍や原油価格・物価高騰などの社会情勢の変化により市民ニーズも多様化していることから、市社会福祉協議会の役割が一層重要となってきている。

今後も、市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、これまで培ってきた地域福祉活動のノウハウを生かし、市と連携を図りながら地域福祉の更なる充実に努めていただきたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和4年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
miel	令和5年12月1日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理は、関係法令や協定書等の定めるところにより適正に行われているか、また、その会計経理事務は適正に行われているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課 農林振興課

2. 財政援助等の内容と金額（令和4年度決算額）

うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター指定管理料 8,500,000円

第5 監査の結果及び意見

施設の指定管理の目的に沿った管理運営が行われ、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して概ね適正に処理されている。

うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターは、ブランド力のある商品の開発研究ができる施設であることから、市担当課や関係機関と連携を図り、効率的な施設の運営をもって、地域農産物の高付加価値化に繋がるような研究開発の支援を期待するものである。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和4年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
一般社団法人うきは観光みらいづくり公社	令和6年2月5日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課 うきはブランド推進課
2. 財政援助等の内容と金額（令和4年度決算額）
うきは観光みらいづくり公社運営事業補助金 6,875,000円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿った観光事業の執行がなされ、事務においても関係法令等の諸規定に準拠して概ね適正に処理されていた。規約や規程等について一部改善を要する点も見られたため、適正に整備されたい。

公社では、これまでも様々な観光事業への取り組みを積極的に行ってこられたが、新型コロナウイルス感染症が5類へ引き下げられたことにより、コロナ禍以前よりも国内外の観光需要が増し、一層の取り組みの向上が求められている。

今後も、観光事業による地域活性化のために、更なるうきは市の魅力発信、観光客誘致に期待するものである。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和4年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対 象 団 体 名	実 施 期 日
公益社団法人うきは市シルバー人材センター	令和6年1月29日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助等の目的

1. 財政援助等の所管課 保健課
2. 財政援助等の内容と金額（令和4年度決算額）
うきは市シルバー人材センター運営費補助金 9,000,000 円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿った事事が実施され、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されている。

少子高齢化による労働力人口の減少で、高齢者が地域社会の担い手として期待されているが、そのような中、働く意欲のある高齢者に就労機会や社会参加活動を提供し、高齢者の生きがいの充実や地域社会の活性化に取り組んでいるうきは市シルバー人材センターの役割は重要である。

今後も、新規会員の入会促進、技術習得のための講習会等による会員の資質向上、就業現場での安全管理の徹底を図り、多様な地域ニーズに対応できる事業展開を望むものである。